

本学では、平成20年4月に「佐賀大学校友会」が設立され、今般、同校友会による課外活動等支援金制度(以下、「校友会課外活動等支援金」という。)が創設されました。

佐賀大学の教育の振興に資するために、課外活動を行う団体・個人に対して次のとおり援助し、スポーツ及び文化活動の健全な発展を促進することを目的とした制度です。

「校友会課外活動等支援金」の給付を希望する方は、本要項を熟読のうえ、以下の申請手続きを行って下さい。

1. 申請要件

※ 学務部学生生活課及び医学部学生サービス課に届け出ている課外活動団体又は個人であること。

(1) 遠征費支援

地区予選等を経て全国・世界的規模の大会等へ参加するため、県外への遠征に係る旅費及び参加費等に対する支援(連盟・協会等から全額支給される場合は除く。)

(2) 奨励

① 体育系の課外活動における大会へ参加し、「全国・世界規模の競技会での入賞及びそれに準ずる成績」以上の成績を収めた団体又は個人に対する奨励金

② 文化系の課外活動における大会・コンクールへ参加し、「全国規模のコンクール等での高い評価及びそれに準ずる評価」以上の評価を得た団体又は個人に対する奨励金

2. 支援金額

(1) 遠征費支援	旅費	団体として参加する場合	6万円
	参加費、参加のための用具運搬費等	個人として参加する場合	2万円 上限5万円
(2) 奨励	奨励金	団体の場合	3万円
		個人の場合	1万円

3. 必要な申請書類

(1) 遠征費支援

① 校友会課外活動等支援金願書

② 大会等参加に関する証明書及び必要経費に係る領収書等

(2) 奨励

① 校友会課外活動等支援金願書

② 大会等成績に関する証明書

4. 申請書類の提出場所等

- 提出場所 学生生活課(学生センター内)
- 提出締切期日 平成25年1月31日 17時00分厳守 * 郵送不可
(締切期日まで随時受付)

* 申請書類に不備・不足がある場合は、審査及び選考が出来ません。

従って、「校友会課外活動等支援金」の選考の対象となりませんので十分に注意して下さい。

5. 選考・決定

申請書類及び必要に応じた面接によって、審査し、「校友会課外活動等支援金」を決定します。

選考結果は、選考終了後に当課から学生本人のメールアドレス宛(=願書記入)に直接ご連絡致します。

作成・提出に関する
お問い合わせ先

佐賀大学 学務部学生生活課 課外・生活支援担当
TEL0952-28-8167/FAX0952-28-8948